平成２２年（フ）第２１１４号
福岡県大野城市白木原４丁目13番47―103号
債務者　竹元　義雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２３号
福岡市中央区春吉２丁目16番15―401号
債務者　高森江里奈（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６３号
福岡市博多区下呉服町７番６―901号
債務者　吉村　　正
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６７号
福岡市南区高木３丁目18番10号
債務者　堤　幸二郎
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８４号
福岡市南区中尾１丁目49番５号
債務者　室井　純子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８６号
福岡県春日市桜ヶ丘５丁目20番地吉村ハイツ202号
債務者　泉　　将吾
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９２号
福岡県宗像市須恵３丁目28番72号
債務者　宮崎恵利子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９４号
福岡県春日市須玖南３丁目142番地サンコーハイツ貳号館202号
債務者　松岡　　博
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９６号
福岡県大野城市下大利２丁目６番６―302号
フィオーレ・ミズキ
債務者　岡　　紀彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０５号
福岡市南区井尻１丁目13番２―303号
債務者　竹下　孝代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０８号
福岡市中央区大手門３丁目２番21号
債務者　濱口佳代子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３４号
福岡市南区長住５丁目９番34号
債務者　原口　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４２号
福岡市西区下山門３丁目22番20―210号
債務者　藤木　泰治
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４６号
福岡市博多区金の隈２丁目５番19―304号
債務者　山口　満成
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５４号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目16番１号パナハイツいずも101号
債務者　安武　直人
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６０号
福岡県大野城市若草３丁目18番25号　セジュールヴォヌール105号
債務者　鈴田　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈352番地10エクレール福岡東705号
債務者　竹元つばさ（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部